

平成 21 年 6 月 29 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19530050
 研究課題名（和文）ILOの技術協力活動と法整備支援～インドネシア・カンボジア労働法制を素材にして
 研究課題名（英文）ILO “Technical Cooperation Activities” in Indonesia and Cambodia -- from the viewpoint of “Legal Assistance Activities” --
 研究代表者
 藤川 久昭（FUJIKAWA HISAAKI）
 青山学院大学・法学部・教授
 研究者番号：30286223

研究成果の概要

「ILOの技術協力活動と法整備支援 - インドネシア・カンボジア労働法制を素材に」（以下、本研究と略称）は、アジア労働法の急激な変容に大きな役割を果たしてきているにも関わらず、必ずしも労働法分野において十分に受けとめられなかった、「法制整備支援」という観点から、アジア労働法を分析しようとするものである。

本研究の成果としては、インドネシア労働法制、カンボジア労働法制について、最近の状況を含めて明らかにすることができたこと、アジア労働法の近年のダイナミックな「変容」とその「要因」を探る素材を得られることができたこと、実証的な研究を行うことにより、ILOの「機能」の「変容」について分析を行えたこと、労働法整備支援の課題に関する理論的分析の素材を用意できたこと、ILOのプロジェクトサイト、行政機関との密な関係を構築でき、自ら、労働法制の法整備支援の一翼を担うことができたこと、である。

このように、本課題の研究を通して、アジア労働法研究、ILOと国際公正労働基準の研究、法整備支援という観点から、新しい研究の地平を開くことができたという成果を上げられたと考えている。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
19年度	1,500,000	450,000	1,950,000
20年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：アジア法整備支援

科研費の分科・細目：社会法学

キーワード：法整備支援、ILO、アジア労働法

1. 研究開始当初の背景

私は、かねてからアジア労働法研究に従事してきたが（文部省科研費一般研究（C）「アジア諸国の労働法」（分担）

（1997-1998））研究を展開する過程で、アジア労働法制の「変容」と「要因」という側面に強い関心を抱くに至った。特に、国際公正労働基準との関わりについて関心

を持ち、アジア労働法と公正労働基準の関係について、研究を進めてきた(文部科学省科研費奨励研究(A)「国際公正労働基準の法的再構成」(2001-2002))。

このようにアジア労働法の研究を進めると、当然、ここ数年のアジア諸国における法制度の大きな変化を目の当たりにする。その要因は、周知の通り、外的にはグローバルイゼーション、内的には、社会主義経済から市場経済への経済制度の移行、権威主義体制から民主主義体制への政治体制変換等があげられる。このような環境変化に伴い、アジア諸国では各種法制度整備のニーズが高まっており、これに対応して、アジア諸国の法制度に対する法整備支援が進められた。そしてこのような活動を対象にした研究がアジア法分野で発展している。

もっとも、残念なことに、労働法分野において、このような法整備支援という観点が必要でも十分に受けとめられてきたわけではない。この理由としては、労働法学の研究者が、これら重要な課題に十分に目を向けてこなかったこと、受入国からしていわゆる社会法分野のニーズが必ずしも高くなかったこと、援助する側としても十分に必要性を認識してこなかったこと、実際に日本として労働法整備支援活動をほとんど行っていないこと、国際労働機関(ILO)等が国際労働基準の実現に意を尽くしてきたこと、等が挙げられる。

しかし、労働法制は、人権保障システムの一環として重要な役割を果たしているだけでなく、経済システムのインフラとして不可欠なものである。労働者・使用者・労働組合という重要なアクターの経済・社会活動の予測可能性を定めることになるからである。そして、多くの人間が関与することになる労働法制は、民事法との密接なつ

ながりを有していることから、労働法制整備は、当該国の法意識の向上に直結するのである。このような労働法制整備は、他の分野とともに、発展途上国にとって重要な課題であることは疑いない。

そこで、これまでアジア労働法について国際公正労働基準の観点からも研究を進めて来た私は本研究のもとで、これまで十分に意識されてこなかった、労働法分野における法整備支援のあり方について、本格的な研究調査を行おうと考えたのである。

2. 研究の目的

1. で説明したような問題意識から、申請者は、労働法分野における法整備支援の必要性を強く認識し、これまで蓄積の殆どなかったアジア諸国に対する労働法制整備支援のあり方について、強く関心を持ち研究をすすめてきた。

そのために、適切な研究対象国として、インドネシアとカンボジアをピックアップして、両国において現地調査を行った(文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援」2003年度海外調査研究助成、国際開発高等教育機構平成16年度研究フェロープログラム【フィールドワーク調査助成】)。

しかしこれらの研究調査は、あくまでも、両国の労働法整備状況とILO等の関与について調査するという、本研究の「前提」作業であった。そこで本研究(2年間)においては、ILOの技術援助活動を、法整備支援という観点から「再解釈」し、今後の労働法整備支援のあり方について分析をすすめるために、前提作業の終わった両国を素材にして研究調査を行うこととした。

このような研究を通じて、具体的には、上記両調査において私なりに得た仮説である、労働法整備支援にあたって重要なのは、

1. 当然だが、実際には欠落していることの多い労使関係に関する現地の調査を十分にすべきこと、2. 各国に必要な労使関係インフラをしっかりと見極めること（インドネシアでは労働法情報システムの構築であった）、3. 画一・最低基準的な設定ではなく、readiness アプローチをとるべきこと等について、明らかにする。そして、最終的には、私が長らく研究テーマとして取り組んできた、アジア労働法の「変容」と「要因」について、手がかりを得られればと思っている。

3. 研究の方法

本研究に基づく研究をすすめるためには、文献調査活動、現地調査活動、成果公表活動が必要となった。具体的にはこれらの諸活動を下記のように実行した。

<平成19年度>

・文献収集、分析活動：本研究の前提として、ILOの技術協力活動、インドネシア労働法制、カンボジア労働法制について、日本にて集められる文献を網羅的に集めて、それを分析する作業を行った。

・成果公表活動：すでに集めている文献を補う形で実施することになるとともに、所属機関の公表媒体による成果公表活動もすすめた。すなわち、前回調査時点までの、「インドネシアの労使関係と法」、「カンボジアの労使関係と法」について、であり、現在進行中である。

・レビューを受けるための訪問：このような文献調査活動にて得られた分析についてレビューを受けた。具体的には、ILOバンコクに訪問して文献収集・分析についてレビューを受けるとともに、意見交換を行った。

・海外現地調査：選定した2カ国について、

下記のような点を意識しながら、調査研究を進めた。まず、労働法制関係の資料の内、重要なものについては、日本ではなかなか入手できないために、大学等の研究機関、各種行政機関を通じて、現地にて入手した。次に、両国の労働法制運営については、不透明な点も多い。この点について単なる文献調査ではなく、各司法機関、行政機関に対するヒアリングで明確にした。最後に、ILO支局、各国政府に派遣されているアドバイザー、各国政府機関に対して、労働法制整備支援の状況を、ヒアリング調査で明らかにした。

<平成20年度>

・調査の総括：本年度は、まず、平成19年度の調査の総括を行った。特に、対象となった2カ国の調査結果について、文献活動をもとにしながら、成果公表のための作業を行った。

・ILOへの訪問：ILO本部を訪問し、ILOの技術協力活動に関する、本部としての見解、アジア太平洋総支局としての見解についてインタビューを行うとともに、レビューを受ける。また、現地にて技術協力活動を行っている事務所・現場では入手できないものがあるので、そのような資料発掘・収集につとめた。

・補充ヒアリングの実施：昨年度行ったヒアリング、それに基づくレビュー等を受けるとともに、今後の研究協力ネットワーク構築のために、カンボジアとインドネシアのプロジェクトサイト、各種機関を再度訪問し、ヒアリング等の補充を実施した。

・研究の総括、成果公表活動：以上をもとに、平成20年度では研究の最終総括を行うとともに、所属機関研究紀要等を通じた研究成果の発表につとめた。具体的には、「インドネシアにおける労働法の変容と要

困」、「カンボジアにおける労働法の変容と要因」、「ILOの技術協力活動の現状と課題」、というテーマでの論文執筆を予定し、現在進めている。

4．研究成果

まず、アジア労働法研究という点では、これまで必ずしも十分に研究されてこなかった、インドネシア労働法制、カンボジア労働法制について、実態面も踏まえて、解明したという点があげられる。

次に、アジア労働法の近年のダイナミックな「変容」とその「要因」を探る素材を得られたという点が上げられる。

三番目に、ILOと国際公正労働基準については、これまで労働法学ではあまり注目されてこなかったILOの技術援助活動（テクニカルコーポレーション）について、実証的な研究を行うことに意義があるのみならず、国際公正労働基準設定・実現・促進の観点から理解、分析することによって、ILOの「機能」の「変容」について分析を行い、知見を得られたという点である。

四番目に、ILOの技術援助活動を、「法整備支援」という観点から再構成することにより、労働法整備支援の課題に関する理論的分析の素材を用意できた。

最後に、カンボジアで実際に活動しているILOのプロジェクトサイト、インドネシアの労働移住省等との密な関係を構築することができ、図らずも、自ら、労働法制の法整備支援の一翼を担うことができた。

このように、本研究を通して、アジア労働法研究、ILOと国際公正労働基準の研究、法整備支援という観点から、新しい研究の地平を開くことができた、という成果を上げたと考えている。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕現在執筆中

〔学会発表〕(計1件)

藤川久昭・招待講演(英語)「日本における社会保険労務士制度の展開と労働基準」『「21世紀の労働法・労働市場」アジア地域会議』2008・11・15 国際イスラミックマレーシア大学

6．研究組織

(1)研究代表者

青山学院大学・法学部・教授 藤川 久昭
(30286223)

(2)研究分担者 該当なし

(3)連携研究者 該当なし

(4)研究協力者

増田友紀乃・元青山学院大学大学院法学研究科博士前期課程院生、現青山学院大学大学院法学研究科附置機関ビジネスローセンター特別研究員